

令和8年度 水稲の共同育苗推進事業 公募要領
(サステナブルな奈良の水田営農推進事業)

1. 目的

本県の水田営農の持続性向上を図るため、水稲の共同育苗等生産コストの低減に取り組む団体に対し、共同育苗に要する資材費について、予算の範囲内において補助金を交付するため、令和7年度に水稲の共同育苗推進事業を創設し、同補助金交付要綱を制定した。

本公募要領は、事業実施主体の選定等について定める。

2. 事業の内容

事業内容	予算額
持続的な水田営農のための経営改善計画の作成及び水稲の共同育苗	2, 508千円

3. 補助対象経費

下記の経費を補助対象経費とする。

移植用水稲の共同育苗に要する資材費（種苗費、農薬衛生費、肥料費、諸材料費）。
なお、共同育苗に要する種子（種籾）の購入は必須とする。
また、これらの資材の取得に係る消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

4. 補助額

補助対象経費の内、申請年度の水稲作付面積（経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書に記載の水稲作付面積で、1a未满是切り捨て）の合計に12,000円/10aを乗じた額以内とし、30万円を上限とする。

5. 事業実施主体

事業実施主体は、（1）～（5）の全てを満たす団体とする。

- （1）奈良県内に住所を有する3戸以上の農業者で組織される団体で、代表者の定めがあること。
- （2）団体に参加する個々の農業者の水稲作付面積が、10a以上かつ1.8ha未満であること。
- （3）団体に参加する農業者の水稲作付面積の合計が、2.0ha以上であること。
- （4）団体に参加する個々の農業者が、水稲生産用の3種の農業機械「トラクター」、「田植機」又は「コンバイン」のうち2種以上の機械を有すること。
- （5）団体に参加する農業者が、前号の農業機械で育苗、田植え及び稲刈りが適正に行えること。

6. 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定のあった日から令和9年3月15日までとする。

7. 事業への応募

本事業への取り組みを希望する団体は、令和8年10月16日までに、団体の代表者の住所地を管轄する県農林振興事務所（農業振興事務所を含む）農業振興課に、水稲の共同育苗推進事業交付要綱に定める水稲の共同育苗推進事業申請書（別紙様式1）を提出する。

8. 事業実施主体の選定について

県食農部農業水産振興課長は、提出された事業申請書を審査し、事業実施主体を選定する。

審査は、別表のポイント表を用いて行い、ポイントの合計点数が上位の申請団体から順に、事業実施主体を選定する。

複数の申請団体の合計点数が同点で、配分可能な予算額を超過する場合は、当該申請団体を事業実施主体として選定するが、交付額は、配分可能な予算額を当該申請団体数で按分した額とする。

別表

水稲の共同育苗推進事業の配分基準(ポイント表)について

水稲の共同育苗推進事業申請書(別紙様式1)の「1実施計画」の記載内容に基づいてポイント配分する。

<p>(1) 共同作業実施年度の水稲作付面積合計(次年度水稲作付予定面積合計)が大きいものを優先的にポイント配分する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 5.0ha 以上 5ポイント・ 4.0ha 以上～5.0ha 未満 4ポイント・ 3.0ha 以上～4.0ha 未満 3ポイント・ 2.5ha 以上～3.0ha 未満 2ポイント・ 2.0ha 以上～2.5ha 未満 1ポイント
<p>(2) 団体に参加する農業者数(事業実施体制)の多いものを優先的にポイント配分する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 7戸以上 5ポイント・ 6戸 4ポイント・ 5戸 3ポイント・ 4戸 2ポイント・ 3戸 1ポイント
<p>(3) 団体に参加する農業者(事業実施体制)のうち、申請前年度の確定申告の収支内訳書等、水稲生産に係る収支内訳を作成した者が多いものを優先的にポイント配分する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 5戸以上 5ポイント・ 4戸 4ポイント・ 3戸 3ポイント・ 2戸 2ポイント・ 1戸 1ポイント